

家計収入の把握^{*1}

多田 隼士^{*2}

三好 向洋^{*3}

要 約

本稿では、国民生活基礎調査、全国消費実態調査、家計調査で調査されている収入の妥当性を検証した。家計を対象とした上記の3つのミクロ統計を相互に比較することに加えて、企業を調査対象とする賃金構造基本統計調査と比較することで、各統計の正確さを検討している。

家計側3統計では、ブリコードの調査票に前年の収入を記入する方式で年間収入が調査されている。さらに、全国消費実態調査・家計調査では、月々の収入を家計簿に記入させることで調査している。家計側3統計全てで調査対象となっている世帯合計の年間収入に加え、国民生活基礎調査・全国消費実態調査では世帯主とそれ以外の年間収入も調査している。企業側の統計である賃金構造基本統計調査では、労働者個人の収入を調査しており、年齢・性別・雇用形態別に各年6月の給与と前年の年間賞与を調査している。

ここでは、まず国民生活基礎調査・全国消費実態調査の年収票で調査された個人ベースの雇用者収入と、賃金構造基本統計調査から計算される年間賃金総額を比較した。その結果、個人ベースの年間雇用者収入はおおむね同水準で推移していた。また、世帯ベースの合計年間収入は、家計側3統計ではほぼ整合的であった。すなわち、世帯側の統計は相互に整合的であり、しかも企業側の統計とも整合的である。このことから、年間収入については、どの統計もほぼ正確に把握できていると考える。

一方、家計調査の家計簿に記録された月々の収入を積み上げて計算される年間の雇用者収入は、家計調査の年収票や賃金構造基本統計調査で計算される水準よりも低い。すなわち、家計簿に記録される収入は過小である可能性が高い。その原因は、賞与および定期収入の記入漏れなどの可能性が考えられる。

キーワード：家計、収入、国民生活基礎調査、家計調査、全国消費実態調査

JEL Classification：D13, C81, C83

*1 本稿での結果は厚生労働省『国民生活基礎調査』『賃金構造基本統計調査』の調査票情報を利用して独自集計したものが含まれる。関係者各位に厚く御礼を申し上げる。なお、本稿の内容は著者らの個人的見解であり、著者らが所属する機関の公式見解を示すものではない。

*2 財務省財務総合政策研究所研究部 研究員

*3 愛知学院大学経済学部 講師／財務省財務総合政策研究所 上席客員研究員

I. はじめに

ミクロデータで、家計の収入を正確に把握しておくことは政策的にも、学術的にも重要である。例えば、所得格差の拡大は先進国に共通の課題であり、研究の蓄積は進みつつあるが（大石2006, 小塩・浦川2008）、ミクロレベルで収入を把握できなければ所得分布を知ることもしない。また、近年の消費税率の引き上げに際し、消費税が逆進性を持つのかについての議論が注目を集めている（阿部2000, 大竹・小原2005）が、その分析には家計レベルでの収入・支出の情報が不可欠である。

家計の収入に関する統計として政策的にも学術的にも多く活用されているものとして、国民生活基礎調査・全国消費実態調査・家計調査が挙げられる。これらは、日本の統計法が特に重要な統計と位置づけている「基幹統計」に指定されている統計であり、調査されている収入情報の信頼性や相互の整合性は重要な検証課題である。

このような問題意識を持つ代表的な研究として米澤・金子（2007）が挙げられる。米澤・金子（2007）は、国民生活基礎調査・全国消費実態調査・家計調査に加え、就業構造基本統計調査や住宅・土地統計調査の包括的な比較をし、2人以上の世帯に限定すれば、年間収入は各統計間でおおむね整合的であると結論付けている。また、佐野ほか（2015）でも、同様の結論が得られている。

しかし、米澤・金子（2007）、佐野ほか（2015）で比較された統計は、全て家計に調査票を記入させることにより作成された統計であるという

ことに留意するべきである。そのため、家計に調査票を記入させることによる偏りがどの統計にも同様に出ており、結果として統計間に整合性があるという可能性は否定できない。

そこで本稿では家計に調査票を記入させる統計だけでなく、企業に調査票を記入させる賃金構造基本統計調査との比較を合わせて行う。そうすることにより、米澤・金子（2007）、佐野ほか（2015）が明らかにした各統計間の収入の整合性が、家計に調査票を記入させる調査の偏りからもたらされているものなのか、それとも各統計それぞれで収入情報が正しく調査された結果なのかを検証することができる。

ただし、世帯を調査対象とする統計と企業を調査対象とする統計では、カバーする範囲や比較可能な部分が異なる。まず、世帯側の調査は世帯収入を調査しているのに対し、企業側の統計は労働者個人を対象としているという違いがある。また家計側統計が雇用者に加え自営業者や無職等を含むのに対して、企業側の統計では雇用者のみが対象となっている。さらに世帯側の統計では世帯員の副業収入についても調査しているが、企業側統計には含まれていない。

そこで、ここでは国民生活基礎調査および賃金構造基本統計調査の個票を用い、世帯側統計の二人以上雇用者世帯¹⁾の男性世帯主の雇用者収入を、賃金構造基本統計調査の男性労働者の給与と比較した²⁾。その結果、国民生活基礎調査と全国消費実態調査の年収票から得られる収入（年収）は、統計間に大きな違いは見られ

1) 全国消費実態調査および家計調査では、「勤労者世帯」という名称で呼ばれているが、ここでは「雇用者世帯」という用語で統一する。

2) ここで男性世帯主に限定したのは、世帯主の約9割が男性であることに加え、男性世帯主のほとんどが正規の職員であるのに対して、女性世帯主は必ずしもそうではないため、雇用形態の違いにより収入が大きく増減し、比較が困難であることによる。

ず、賃金構造基本統計調査と比較しても大きな差はない。つまり、各統計が相互に整合的なだけでなく、正しく調査されていると考えられる。

しかし、こうした結果は家計関連統計の一部だけを評価したものである。世帯を調査対象とする調査では、収入は大きく分けて2通りの方法で調査されている。1つは年収票により世帯員の年収を調査する方法であり、もう1つは家計簿により世帯員の月収を調査する方法である。米澤・金子（2007）、佐野ほか（2015）では年収票による世帯員の年収についての比較しか行われていないが、多くの先行研究では、月次の収入が用いられている。例えば、Stephens and Unayama（2011；2012）が明らかにしているように、時点毎の収入は家計の行動に影響をあたえうため、時点毎の収入も検証することが望ましい。そこで本稿では、月毎の収入が記入された家計簿での収入もあわせて賃金構造基本統計調査と比較した。

比較の結果、家計調査の家計簿から得られる収入（月収）は、年収から推測できる月収より

も低く、また、賃金構造基本統計調査と比較しても低くなる傾向がある。主な要因としては、賞与の記入漏れや収入の未記入が考えられる。記入漏れや未記入は、調査方法の違いに起因し、家計簿記入の負担の重さがその原因だと考えられる。家計簿の収入情報の精度をあげるために、記入の煩雑さを減らすようなプリコード方式の導入が望まれる。また家計簿から得られる収入を用いてマイクロシミュレーションその他の分析を行う際には、先行研究のように、無回答世帯の特性を踏まえて、収入、税・保険料等の補正を行うことが必要である。

本稿の構成は以下のとおりである。Ⅱ節では、国民生活基礎調査、全国消費実態調査、家計調査における収入の調査方法についてまとめる。Ⅲ節では、年収票から得られる収入（年収）を用い、国民生活基礎調査、全国消費実態調査、賃金構造基本統計調査の比較を行う。Ⅳ節では、家計簿から得られる収入（月収）を用い、家計調査、賃金構造基本統計調査の比較を行う。Ⅴ節では、本稿で得られた結論をまとめる。

Ⅱ．国民生活基礎調査・全国消費実態調査・家計調査での収入の調査方法について

世帯を調査対象とする調査では、収入は大きく分けて2通りの方法で調査されている。1つ目は、世帯員の「年収」について調査しているものである。国民生活基礎調査では「所得票」、全国消費実態調査では「年収・所得等調査票」、家計調査では「年間収入調査票」が配布（以下、総称して「年収票」と呼ぶ）され、国民生活基礎調査では「各世帯員」の年収が、全国消費実態調査では「世帯主」、「世帯主の配偶者」、「他の世帯員（65歳未満）」、「他の世帯員（65

歳以上）」の年収が、家計調査では「世帯主」と「それ以外の世帯員」の年収が、それぞれ調査されている。

これらの調査票では、各収入について予め分類された記入欄³⁾があり、記入者は該当する記入欄に記入していく。なお、全国消費実態調査、家計調査の年収票では、年間の税や社会保険料は調査されていないため、可処分所得を知りたい場合は大野ほか（2015）のように、マイクロシミュレーション等の手法を取る必要がある。

3) 例えば家計調査では、勤め先年間収入（定期収入）、勤め先年間収入（賞与・その他の臨時収入）、営業年間利益、内職年間収入、公的年金・恩給、農林漁業収入、その他の年間収入、現物消費の見積り額といった分類での記入欄がある。

る。一方、国民生活基礎調査では、年間の税や社会保険料⁴⁾も調査されているため、年間の可処分所得を求めることが出来るが、月間の可処分所得を知ることはできない。

2つ目は、世帯員の「月収」について調査しているものである。国民生活基礎調査では月収については調査していないが、全国消費実態調査と家計調査の対象世帯は、年収票調査に加えて、毎月「家計簿」を記入する必要がある。対象世帯のうち、雇用者世帯および無職世帯につ

いては、家計簿に支出のみならず、収入の記入も求められる。なお、家計簿には年収調査票と異なり、予め分類された記入欄はない。そのため、記入者はまず、収入を得た世帯員毎に、給料や各種手当といった収入の種類を記入し、その金額を記入しなくてはならない。記入者はまた、税や社会保険料も記入しなくてはならないため、これらの数字を用いれば、毎月の可処分所得を求めることができる。

Ⅲ．年収票に記入された収入の検証

Ⅲ－１．比較に用いる収入の概観

本節では国民生活基礎調査、全国消費実態調査それぞれの年収票に記入されている雇用者収入と、賃金構造基本統計調査の給与について比較を行う。なお、前述のとおり、家計調査でも全ての調査世帯において、記入開始月を含む過去1年間の収入が、年収票により調査されており、そこでは勤め先の年間収入が定期収入と賞与・その他の臨時収入に区分され、また、世帯主と他の世帯員合計それぞれについて調査されている。しかし、家計調査の公表データでは世帯全体の年収のみが利用可能であり、世帯主の年収のみを識別することができないため、ここでの検証には用いない。

国民生活基礎調査では、世帯票、健康票の調査対象世帯（約300,000世帯）のうち、一部の世帯（約40,000世帯）に所得票が配布され、前年1月から12月までの雇用者収入が調査されている。全国消費実態調査では、全ての世帯において、調査前年12月から調査年11月までの1年間の勤め先からの年間収入が世帯主、配偶者、65歳以上のその他世帯員、65歳未満のその他世帯員という4区分で、調査されている。

賃金構造基本統計調査は厚生労働省によって行われている基幹統計で、毎年7月にその年の6月の給与（きまって支給する現金給与額）と前年1年間の賞与、期末手当等特別給与額を、雇用形態別に調査している。雇用形態は6月30日時点で常用労働者かそうでないか、常用労働者のうち、各事業所で正社員・正職員と呼ばれているかどうかという形で分類されている。常用労働者には、期間を定めずに雇われている労働者のほか、1ヶ月を超える期間を定めて雇われている労働者および日々又は1ヶ月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、4月および5月に、それぞれ18日以上働いていた者を含む。

Ⅲ－２．年収を比較する際の留意点

上記のような違いがあるため、国民生活基礎調査、全国消費実態調査における年収を賃金構造基本統計調査の給与と比較する際には、以下の4点に留意する必要がある。1点目として、賃金構造基本統計調査では年収を調査しておらず、あくまで6月時点の給与と、前年1年間の賞与と特別手当額の合計しか分からないという

4) ただし厳密には、住民税は調査年度、収入、住民税以外の税、社会保険料は調査年の前年のものである。

点である。しかし雇用者収入においてきまって支給する現金給与額が、毎月大きく変動するとは思われない。そこで本稿では、賃金構造基本統計調査の年収を「6月時点のきまって支給する現金給与額」の平均値×12+次年度調査で得られる「前年の賞与及び期末手当等特別給与」の平均値の合計と定義する。

2点目として、雇用者の雇用形態の区分が国民生活基礎調査、全国消費実態調査（家計調査も同様）、賃金構造基本統計調査で異なるという点である。表1を見ると、雇用者の判定時点、雇用者に含まれる者、短時間勤務者を識別できるかどうかという点に、違いがあることが分かる。本稿では、できるだけ各調査の定義を揃えるため、国民生活基礎調査の雇用者から「会社・団体等の役員」を除いたうえで比較を行った。

3点目として、調査されている周期が同一で

ないことにも留意する必要がある。国民生活基礎調査は3年に一度の大規模調査とその他の年の簡易調査に分かれ、今回比較に用いたのはサンプルサイズが大きい大規模調査の、1992年から2010年までの7回分である。全国消費実態調査は5年毎に調査が行われ、今回比較に用いたのは1994年から2009年までの4回分である。雇用者年収は、特に賞与においてその年の景気に大きく左右されるため、各調査の比較は同じ年での比較が望ましいが、今回の対象期間で3つの調査が揃うのは1994年と2009年の2回のみである⁵⁾。それ以外の年では賃金構造基本統計調査との比較を国民生活基礎調査、全国消費実態調査それぞれと行うことしかできない。

4点目として、年収の調査期間が異なる点である。国民生活基礎調査では調査前年の1月から12月、全国消費実態調査では調査前年の12月から調査年の11月と多少のずれがあるが、これ

表1 各統計における雇用者の比較

	国民生活基礎調査	全国消費実態調査	家計調査	賃金構造基本統計調査
雇用者の判定時点	調査年の6月	調査年の9月1日 (二人以上世帯)	調査開始月	調査年の6月30日現在
雇用者に含まれる者	会社・団体等の役員 一般雇用者 1月以上1年未満の契約の雇用者 日々又は1月未満の契約の雇用者	常用労務作業者 臨時及び日々雇労務作業者 民間職員 官公職員	常用労務者 臨時及び日雇労務者 民間職員 官公職員	雇用期間の定めのない正社員・正職員 雇用期間の定めのある正社員・正職員 雇用期間の定めのない正社員・正職員以外 雇用期間の定めのある正社員・正職員以外 臨時労働者
短時間労働者の区別	可	可	不可	可

5) 国民生活基礎調査の調査年度は1995年および2010年であるが、年収については前年のものを調査していることから、本稿ではそれぞれ、1994年、2009年の年収として扱う。

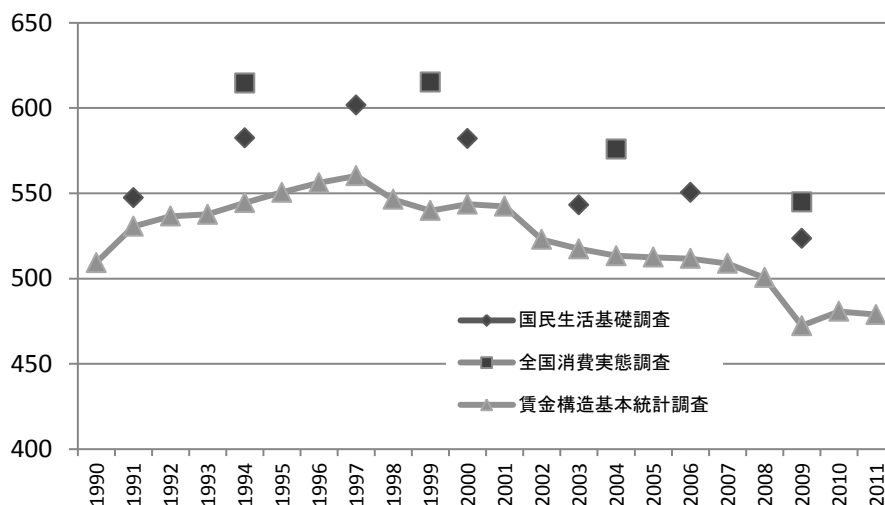
らについては大きな差異がないものとみなした。

Ⅲ－３．年収の比較

以上を踏まえ、国民生活基礎調査および全国消費実態調査は男性世帯主の年間の雇用者収入、賃金構造基本統計調査は男性労働者の年収

を、1990年から2011年の期間について、時系列で比較した結果が図1と図2である。図1は国民生活基礎調査および全国消費実態調査の世帯主、賃金構造基本統計調査の労働者の年齢に制限を加えておらず、図2は40-54歳の者に限定している。

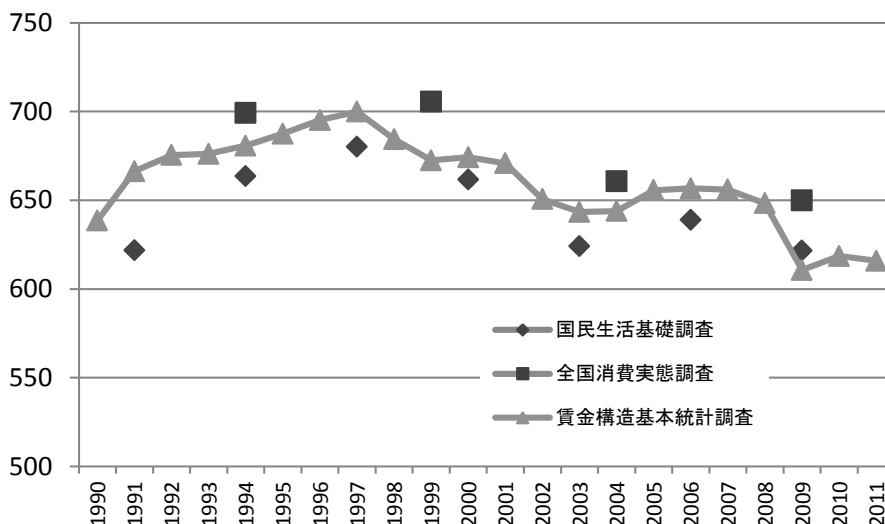
図1 年収の比較（世帯主 男 全年齢）



(注) 対象は二人以上の世帯のうち、世帯主が男性の雇用者世帯。

(出所) 各調査より筆者作成。

図2 年収の比較（世帯主 男 40-54歳）



(注) 対象は二人以上の世帯のうち、世帯主が男性かつ40-54歳の雇用者世帯。

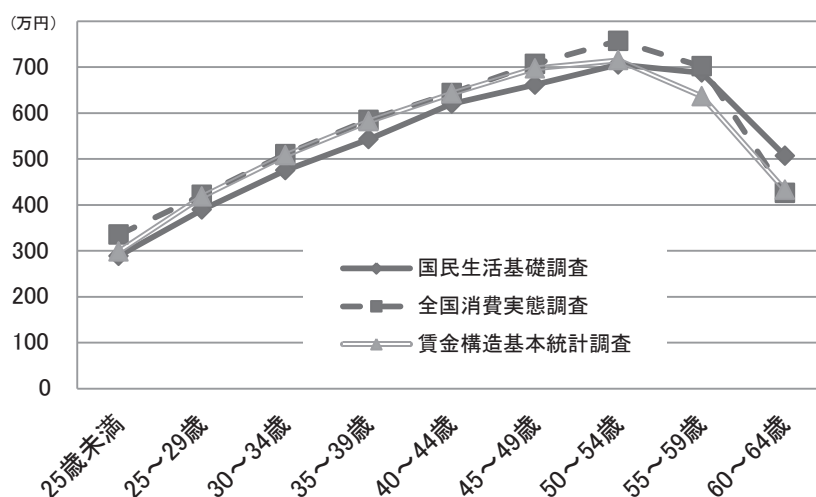
(出所) 各調査より筆者作成。

まず、図1を確認すると、年齢を限定しなければ、国民生活基礎調査、全国消費実態調査の年収は、賃金構造基本統計調査の年収よりも高い。これは、日本の雇用者収入が若いうちは低く年齢が上がるにつれて高くなること、世帯主の平均年齢が労働者の平均年齢よりも高いことの2点が原因であると考えられる。そこで、男

性労働者の多くが世帯主になっていると思われる40-54歳に限定して比較を行なった図2を確認すると、全国消費実態調査が国民生活基礎調査よりも若干高いという違いはあるものの、ほぼ同一水準となった。

前述のとおり、日本の雇用者収入は年齢に大きく依存するため、収入を比較する際には、年

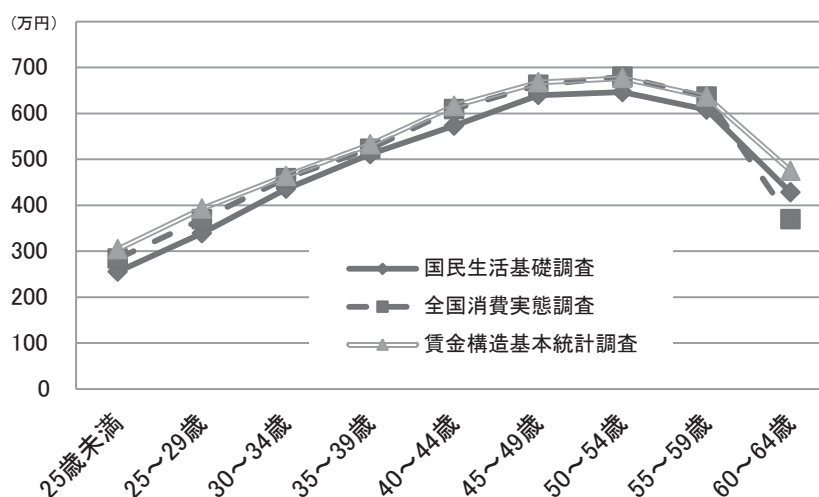
図3 年収の比較（世帯主（男）の年齢別 1994年）



（注）対象は二人以上の世帯のうち、世帯主が男性の雇用者世帯。

（出所）各調査より筆者作成。

図4 年収の比較（世帯主（男）の年齢別 2009年）



（注）対象は二人以上の世帯のうち、世帯主が男性の雇用者世帯。

（出所）各調査より筆者作成。

年齢階層をなるべく同一にすることが望ましい。そこで、国民生活基礎調査、全国消費実態調査の双方が年収を調査している1994年と2009年について、年収・年齢プロファイルを作成して比較を行ったものが図3、図4である。1994年でも2009年でも、大きな違いはないことが分かる。

したがって、この節での結論は以下のとおりである。年齢を限定せずに、国民生活基礎調査、全国消費実態調査の男性世帯主の雇用者収

入を、賃金構造基本統計調査の男性労働者の年収と比較すると、前者の方が高い。しかし労働者の多くが世帯主であると思われる40-54歳に限定して比較すると、3統計はほぼ一致する。また、3統計が年収を調査している1994年と2009年について、年収・年齢プロファイルを作成して比較しても大きな違いはない。以上から、国民生活基礎調査、全国消費実態調査の年収は、賃金構造基本統計調査とも整合的であると言える。

Ⅳ．家計簿に記入された収入の検証

Ⅳ－１．比較に用いる収入の概観

本節では家計調査それぞれの家計簿に記入されている雇用者収入と、賃金構造基本統計調査の給与について比較を行う。なお、前述の通り、全国消費実態調査でも家計簿を用いて月収を調査している。ただ、全国消費実態調査の調査期間は9月－11月であり、多くの企業で賞与が支払われる6月、7月、12月が含まれていない。そのため月収の年平均では他の2統計と比べ、かなり低い数字となる。そこで本節では、全国消費実態調査は比較対象から除外することとし、家計調査と賃金構造基本統計調査のみを比較する。

月収の比較に入る前に、家計調査を用いて、家計簿で調査された月収と、年収票で調査された年収の関係をみておく。家計簿から得られる世帯全体の月収（実収入）を12倍して年収換算したものを、年収票から得られる世帯全体の年収と比較したものが図5である。月収から年収換算したもののほうが年収票から得られる世帯全体の年収よりも低く、その差は近年小さくなってはいるものの、平均して約80万円程度の差がある。

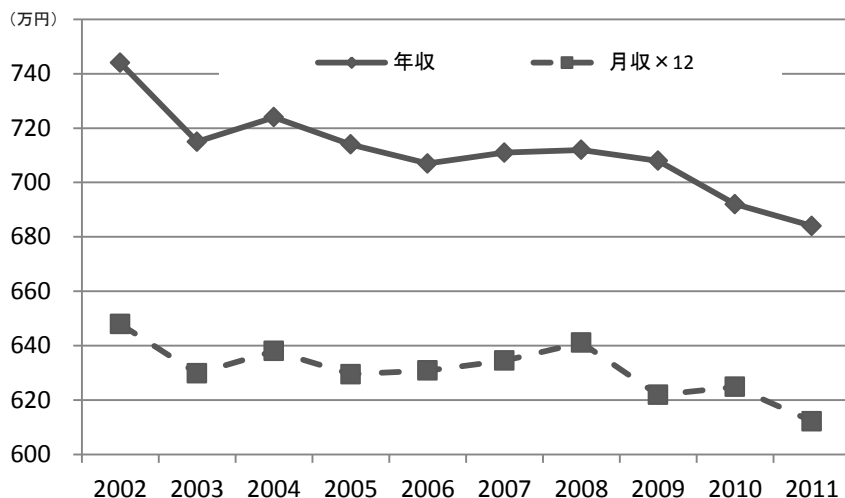
家計調査において、年収票から得られる年収は調査開始月を含む1年間であり、家計簿から

得られる収入とは調査時期が異なるため、必ずしも一致するわけではない。しかし、調査時期が家計簿の方が遅く、一般に昇給があることを考慮すると、家計簿から得られる収入の方が本来は高いはずである。そうであるにもかかわらず、年収票から得られる年収の方が約80万円高いということは、年収票から得られる年収、家計簿から得られる収入のいずれか、もしくは双方に何らかの偏りがあることが予想される。

前節でみたとおり、国民生活基礎調査と全国消費実態調査の雇用者の年収は、賃金構造基本統計調査と比較しても大きな差異はない。家計調査から男性世帯主の雇用者の年収を入手することはできないが、佐野ほか（2015）が二人以上世帯では、国民生活基礎調査、全国消費実態調査、家計調査の年収がほぼ一致するとしていることを踏まえると、家計調査の雇用者年収も賃金構造基本統計調査とそれほど差がないと推測することができるだろう。

以上から、偏りがあるのは家計簿から得られる収入であると考えられる。本節では、家計簿から得られる収入を、前節で国民生活基礎調査、全国消費実態調査と一致した賃金構造基本統計調査と比較することで、なぜ家計簿から得られる収入が低いのかを探る。なお、前節にお

図5 家計調査における月収（家計簿）と年収（年収票）の比較



(注) 対象は二人以上の世帯のうち、雇用者世帯。

(出所) 家計調査より筆者作成。

いて、労働者の多くが世帯主もしくは世帯主と同等の収入を得ていると思われる40-54歳に限定した方が国民生活基礎調査、全国消費実態調査との一致が見られたため、以下でも分析対象を家計調査の二人以上雇用者世帯の男性世帯主、賃金構造基本統計調査の男性⁶⁾労働者のうち、40-54歳の者に限定する。

Ⅳ－２．世帯主の雇用者収入の比較

雇用者収入について、家計調査と賃金構造基本統計調査を比較したものが図6である。家計調査の雇用者収入は、40-54歳の男性世帯主の勤め先からの収入、すなわち「定期収入」「臨時収入」「賞与」の和（年平均）を使用している。賃金構造基本統計調査の雇用者収入は、40-54歳の男性労働者の6月時点の「きまって支給する現金給与額」の12倍と、次年度調査で得られる「昨年1年間の賞与、期末手当等特別給与額」の和で算出している。なお、40-54歳の世帯主のほとんどは正社員であると考えられるため、ここでは労働者のうち、雇用期間の

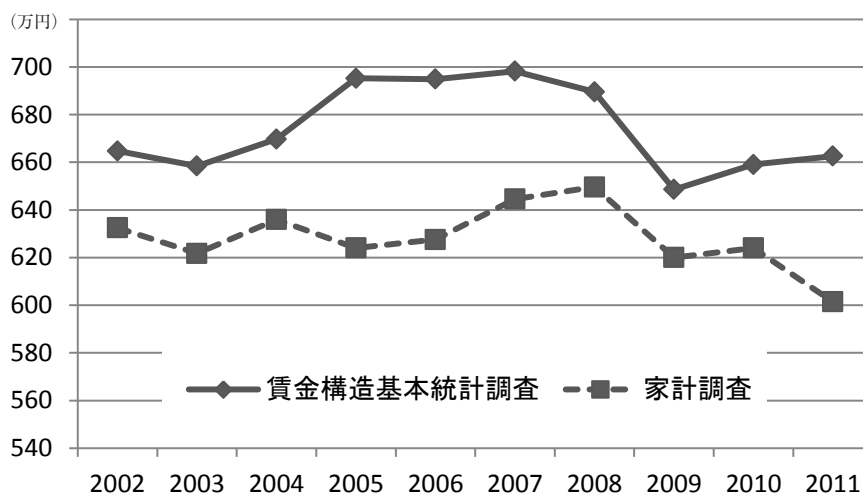
定めのない正社員・正職員に限定している。図6を見ると、差は一定ではないが、賃金構造基本統計調査の月収が、家計調査の月収よりも常に高く、その差は2002年から2011年の平均で年間約46万円となっている。

世帯主の雇用者収入の差の多くは、賞与の差から生じている。比較にあたり、各統計の賞与の定義を確認する。表2は家計調査、賃金構造基本統計調査の雇用者収入の内訳を比較したものである。通勤手当が家計調査では全て定期収入に含まれるのに対し、賃金構造基本統計調査では3ヶ月を超えた通勤手当は昨年1年間の賞与、期末手当等特別給与額に含まれるという違いはあるが、概ね、家計調査の「定期収入」が賃金構造基本統計調査の「決まって支給する現金給与額」と、家計調査の「臨時収入」「賞与」が、賃金構造基本統計調査の「昨年1年間の賞与、期末手当等特別給与額」と、一致すると考えていいだろう。

上記の区分に従い、賃金構造基本統計調査と家計調査の賞与を比較したものが図7である。

6) 家計調査の公表データでは、世帯主の男女比率が公開されていない。そこでここでは、全国消費実態調査の2004年および2009年の40-54歳の世帯主男性比率の平均を使用して計算している。

図6 世帯主（40-54歳 男）の勤め先収入の比較



(注) 対象は二人以上の世帯のうち、世帯主が男性かつ40-54歳の雇用者世帯。

(出所) 家計調査、賃金構造基本統計調査より筆者作成。

表2 雇用者収入の定義

	賃金構造基本統計調査	家計調査
雇用者収入	決まって支給する現金給与額 基本給 勤続給 地域給 能率給 年齢給 歩合給 役付手当 職務手当 特殊作業手当 通勤手当 家族手当 住宅手当 時間外勤務手当 深夜勤務手当 休日出勤手当 宿日直手当 休業手当	定期収入 本給 日給基準額 扶養手当 住宅手当 通勤手当 管理職手当 役付手当 超過勤務手当 深夜手当 夜勤手当
	賞与 期末手当 大入り袋の支給 6ヶ月分の通勤手当 ベースアップ差額の追給分	臨時収入 報奨金 奨励金 創立記念祝金 昇級差額 給与ベース改定差額
		賞与 賞与（ボーナス） 年末手当（期末手当） 賞与の差額 勤勉手当 決算手当

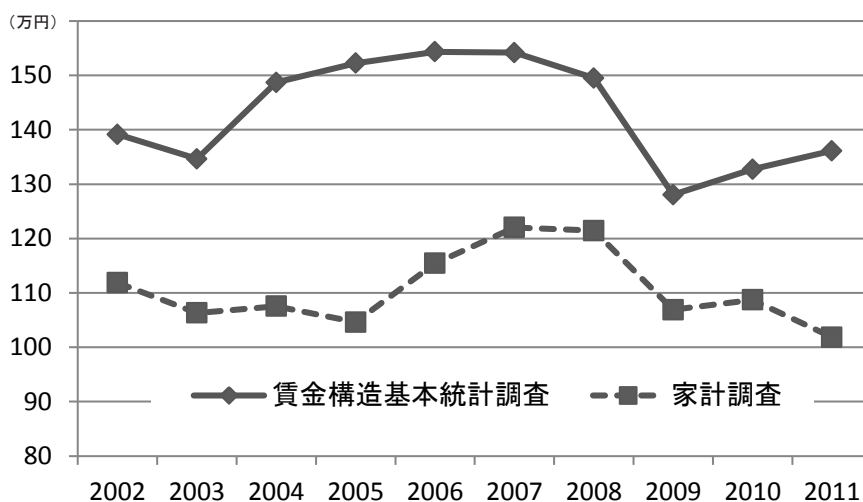
比較期間を通じて常に、家計調査の賞与は賃金構造基本統計調査よりも低い。差の水準を確認すると、期間を通じて同一ではないが、小さいところで約21万円、大きいところでは約48万円、平均では約32万円であり、かなり大きくなっており、世帯主の雇用者収入における差の7割弱を説明できる。

このように賞与において大きな差が見られるのは、賞与を受け取ってはいるものの、記入を忘れている世帯がかなりの数存在するためだと考えられる。家計調査で調査対象となっている世帯の受け取る賞与が、賃金構造基本統計調査で調査対象となっている労働者より低いという可能性もない訳ではないが、佐野ほか（2015）が指摘するように、年収票で見れば家計調査の対象世帯の収入水準は、前節で賃金構造基本統計調査とほぼ一致した全国消費実態調査や国民生活基礎調査とそれほど変わらないことを考慮すると、これほどの差があるとは考えられない。調査期間が最長6ヶ月である家計調査では、賞与を記入する機会はほとんどの世帯にとって1度しかないため、毎月記入が必要な定

期収入については記入することは覚えていても、賞与を記入することをつい忘れてしまう世帯が一定程度、含まれているためではないかと推測される。

一方、定期収入についても期間を平均して年間約14万円の差が残されている。これは収入を記録していない世帯の存在で説明できる。家計調査では2006年1月まで現金実収入が0円である世帯の割合を公表していた⁷⁾が、これによると雇用者世帯においても常に2%前後、現金実収入がゼロと回答している世帯が存在していた。今回、比較されているのは雇用者世帯であるから、ほとんどの者には世帯主の雇用者収入があるはずである。さらに配偶者の収入や年金などを含めて一切収入がない世帯が2%いるというのは多すぎる。こうした現金実収入がゼロと回答している世帯の中には、収入について回答していない世帯が含まれていると推察される。さらに、雇用者収入に限れば、記入のない世帯はさらに多いと考えられ、賃金構造基本統計調査との差は大部分説明できると考えられる。すなわち、図6および図7から世帯主の定

図7 世帯主（40-45歳 男）の賞与の比較



(注) 対象は二人以上の世帯のうち、世帯主が男性かつ40-54歳の雇用者世帯。

(出所) 家計調査、賃金構造基本統計調査より筆者作成。

7) 家計調査（二人以上世帯）の詳細結果表（月次）第5－3表 現金実収入階級別世帯分布参照。

表3 家計簿から得られた収入と年収票から得られた収入の比較 (2009)

(単位：万円)

	全国消費実態調査 (年収票)	家計調査 (年収票)	家計調査 (家計簿)
世帯年収	711	708	622
勤め先収入	639	—	582
うち世帯主	518	—	503
うち配偶者	85	—	68
うちその他の世帯員	35	—	11
勤め先収入以外の収入	72	—	40
うち公的年金給付	37	—	19
うち企業年金・個人年金給付	8	—	—
うち事業・内職収入	11	—	3

(注) 対象は二人以上の世帯のうち、雇用者世帯。

(出所) 全国消費実態調査、家計調査より筆者作成。

期収入は年間500万円強だと考えられるが、仮にこれらの現金実収入ゼロの世帯に同じくらいの収入があるにも関わらず記入していなければ、実際の平均は約10万円程度多いはずである。なお、2006年2月以降は現金実収入がゼロと回答している世帯の割合は公表されていないことから現在でも収入を記録していない世帯が存在しているかどうかは分からないが、2006年1月までは常に2%程度いたことを考えると、現在でも存在していると考えた方がいいだろう。つまり、家計簿から得られる収入は2%程度過小である点については留意が必要である。

Ⅳ－3. 世帯主の雇用者収入以外の要因

これまで家計調査の家計簿から得られる世帯主の雇用者収入を、賃金構造基本統計調査と比較すると、家計調査の収入は比較期間を平均して、年間約46万円低くなっており、そのうちの約7割を賞与で説明できることが明らかになった。また現金実収入ゼロと回答している世帯が存在しているために、収入が2%程度、過小である可能性が示唆された。しかしまだ世帯全体における家計調査の年収票から得られる収入と家計簿から得られる収入の差の一部しか、説明できない。本項では残った部分の説明を試みる。

手法は以下の通りである。前述の通り、家計調査の公表データでは各世帯の年収の内訳は分

からないが、全国消費実態調査では世帯主、世帯主の配偶者、その他の世帯員の勤め先からの雇用者収入や、世帯全体の項目別収入が公表されている。ここでは全国消費実態調査の年収の内訳を、家計調査の家計簿から得られた収入と比較することで、家計簿から得られた収入が年収票から得られた収入や他の調査と比較して低い理由について推測する。

2009年について、二人以上雇用者世帯の比較を行った結果が表3である。全国消費実態調査と家計調査の年間収入票の差が小さいのはすでに見たとおりである。家計簿から推定される年収との差は89万円ある。世帯主の勤め先の収入の差は全年齢で見ているので、上で見た差よりは小さい。

全体の差89万円のうち、6割強は勤め先収入の差に起因する。前項で確認した世帯主だけではなく、世帯主の配偶者、その他の世帯員について乖離が見られる。これらの差が発生する理由については、記入漏れが原因ではないかと考えられる。ここで記入漏れは2通りの発生の仕方がある。1つ目は世帯主の賞与と同じく、臨時の収入の記入が漏れる可能性である。世帯主の賞与が漏れるのであれば、世帯主以外の賞与や臨時収入が漏れてもおかしくはない。2つ目は主な収入の稼ぎ手である世帯主以外の記入が漏れる可能性である。表3を見ると、世帯主よりも世帯主の配偶者、その他の世帯員の差が

大きくなっており、あながち間違いとも言い切れない。

一方、残りの4割弱は勤め先収入以外の収入で差がついているが、これらの差に大きく寄与しているのは、公的年金給付、企業年金・個人年金給付、事業・内職収入である。このうち企業年金・個人年金給付については、年収票および家計簿における収入の定義の違いで説明可能である。すなわち全国消費実態調査および家計調査の年収票では、企業年金・個人年金給付は年間収入に含まれるのに対し、家計調査の家計簿では預貯金引出と同様に扱われ、実収入に含まれない。参考までに家計簿に記入されている企業年金・個人年金給付を年収換算したものは

約3万円であった。年収票では約8万円であったため、他の項目と同様、記入漏れが発生している可能性は残る。

次に公的年金給付や事業・内職収入について考察すると、これらについても勤め先収入と同様に、2通りの理由で記入漏れが発生する可能性がある。特に公的年金給付における乖離が大きいが、公的年金の支給は2ヶ月に1度であり毎月支給されるものではないため、記入漏れが発生する恐れがある。また今回の比較対象は雇用者世帯であるため、公的年金給付による収入はあくまで補助的に家計を支えるものだと考えられるため、記入が漏れやすい可能性がある。

V. 対策

以上のように、家計簿から得られる収入が年収票から得られる収入と差が生じるのは調査方法の違いに起因すると考えられる。家計簿はあらかじめ記入する項目が決まっている「プリコード」ではないため、記入者はまず、収入を得た世帯員毎に、給料や各種手当といった収入の種類を記入し、その金額を記入しなくてはならない。当然のことながら家計簿では、収入の記入だけではなく、消費や税・保険料等に関する支出なども記入しなければならず、典型的な世帯では毎月約300行の記入が必要であり、調査世帯の負担は重い。そのため、プリコード方式をうまく取り入れることで改善の余地はあると考えられる。ただし、プリコードを取り入れることで、プリコードで聞かれていること以外に回答しなくなる恐れもあり、慎重に対応する必要はあり、一定程度、記入漏れ等の発生は避けられない。

このため、家計簿から得られる収入を用いて分析を行う際には注意が必要である。収入に関する無回答、misreport、underreportの問題は

多くの国の調査で問題となっており、これらの問題への対処方法について分析したものとして、Nicoletti and Peracchi (2006) や Capps and Cheng (1986) が挙げられる。

Nicoletti and Peracchi (2006) では、分析にあたって無回答が引き起こす問題とその対処についての分析を行なっている。もし無回答が完全にランダムで起こる (MCAR: missing completely at random) のであれば分析上の問題は起こらないが、多くの場合そうではないため、何らかの方法で対処が必要であることを強調している。そこでは、ECHP (European Community Household Panel) での収入データの無回答に対し、無回答データに他のサンプルから推定される収入を補正して分析が行われた事例が紹介されている。

Capps and Cheng (1986) は、1977-1978 年に実施された Nationwide Food Survey では約30%の調査対象世帯が収入について回答しておらず、そのことが、収入のうち食費に占める割合、すなわちエンゲル係数をアメリカのデータ

を使って推定する際に起こす問題についての分析を行なっている。その中で、収入について回答をしない調査対象世帯には人種、居住地、学歴、回答時期等特性に偏りがあり、その特性を考慮した上での収入の推定が必要であることを明らかにしている。

以上を踏まえると、家計簿から得られる収入を用いてマイクロシミュレーションその他の分析を行う際には、これらの先行研究のように、無回答世帯の特性を踏まえて収入、税・保険料等の補正を行うことが必要である。

VI. まとめ

本稿では、国民生活基礎調査、全国消費実態調査、家計調査で世帯の収入が正確に把握されているかを検証した。企業を調査対象とする賃金構造基本統計調査と比較して雇用者収入を検証した結果、以下のことが明らかになった。

まず、年取票から得られる雇用者収入は、賃金構造基本統計調査と整合的である。国民生活基礎調査、全国消費実態調査の男性世帯主の雇用者の年収を、賃金構造基本統計調査の男性労働者の年収と比較すると、年齢を限定しなければ前者の方が高いが、労働者の多くが世帯主もしくは世帯主と同等の収入を得ていると思われる40-54歳に限定して比較すると、3統計はほぼ一致する。このことは、3統計が年収を調査している1994年と2009年について作成した、年収・年齢プロファイルでも確かめられる。

次に、家計簿から得られる雇用者収入は、賃金構造基本統計調査よりも過小である。家計調査の40-54歳の男性世帯主の雇用者の月収を、賃金構造基本統計調査の男性労働者の月収と比較すると、前者は後者よりも小さくなる。その要因として考えられるのは、賞与の記入漏れや収入の未記入等である。

さらに、家計簿から得られる雇用者収入は、

年取票から得られる雇用者収入よりも小さい。雇用者世帯全体で比較すると、家計調査の月収は、全国消費実態調査の年取票から推測できる月収よりも低い。世帯主の雇用者収入だけで比較しても過小であり、配偶者やその他の世帯員の雇用者収入、公的年金などの収入で比較しても過小となった。その一因は記入漏れであり、主な稼ぎ手以外の収入については記入漏れが発生しやすいからだと考えられる。

家計は毎月の収入よりも恒常所得に依存して行動すると考えられるので、研究や政策立案に重要なのは毎月の収入よりも年間を通じての収入であり、年取票による収入を用いて分析するのが望ましい。一方で、学術的な利用や特定の関心に対しては、家計簿を用いた分析の方が望ましいケースもあるだろう。

家計簿の収入情報の精度をあげるために記入の煩雑さを減らすようなプリコード方式の導入が望まれる。また家計簿から得られる収入を用いてマイクロシミュレーションその他の分析を行う際には、先行研究のように、無回答世帯の特性を踏まえて、収入、税・保険料等の補正を行うことが必要である。

参 考 文 献

- 阿部彩（2000）「社会保険料の逆進性が世代内所得不平等度にもたらす影響」『季刊社会保障研究』36（1），pp.67-80.
- 大石亜希子（2006）「所得格差の動向とその問題点」，貝塚啓明・財務総合政策研究所（編著）『経済格差の研究：日本の分配構造を読み解く』中央経済社
- 大竹文雄・小原美紀（2005）「消費税は本当に逆進的か―負担の「公平性」を考える」『論座』第127号，pp.44-51.
- 大野太郎・中澤正彦・菊田和晃・山本学（2015）「家計の税・社会保険料の比較」『フィナンシャル・レビュー』第122号，pp.40-58.
- 小塩隆士・浦川邦夫（2008）「2000年代前半の貧困化傾向と再分配政策」『季刊社会保障研究』44（3），pp.278-289.
- 佐野晋平・多田隼士・山本学（2015）「世帯調査の方法と調査世帯の性質―世帯構成、年収、学歴に関する比較―」『フィナンシャル・レビュー』第122号，pp.4-24.
- 米澤香・金子治平（2007）「統計調査別の所得分布について―雇用者世帯を対象にして―」『統計学』第93号，pp.20-34.
- Cheti Nicoletti and Franco Peracchi（2006）“The Effects of Income Imputation on microanalyses：evidence from the European community Household Panel” *Journal of the Royal Statistical Society：Series A（Statistics in Society）* vol 169（3）：625-646.
- Oral Capps, Jr and Hsiang-Tai Cheng（1986）“The Missing Income Problem in Analyses of Engel Function” *Western Journal of Agricultural Economics* 11（1）：31-39
- Stephens Jr, Melvin, and Takashi Unayama（2011）“The Consumption Response to Seasonal Income：Evidence from Japanese Public Pension Benefits,” *American Economic Journal：Applied Economics*, vol. 3：86-118.
- Stephens Jr, Melvin, and Takashi Unayama（2012）“The Impact of Retirement on Household Consumption in Japan,” *Journal of Japanese and International Economies*, vol. 26：62-83.